

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーン／ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

那須塩原市

グリーンファイナンス・フレームワーク

新規



ネイチャー性の評価結果については、グリーン性評価のうちネイチャープロジェクトについての評価である。

発行体	那須塩原市
評価対象	那須塩原市 グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 那須塩原市の概要

那須塩原市は、栃木県の北部に位置し、東京都から150km圏、宇都宮市からは約50kmの距離にあり、広大な那須野が原の北西一帯を占めている。市域を南西から北東にかけてJR東北新幹線、JR宇都宮線、東北縦貫自動車道及び国道4号の幹線道が縦貫しており、JR西那須野駅、JR那須塩原駅、JR黒磯駅を中心に市街地が広がっている。2020年の国勢調査によると、那須塩原市の人口は115,210人であり、県内で6番目に多い人口である。

市内の産業に関しては、多彩な産業がバランスよく立地している点が特長である。農業では、「生乳生産本州一のまち」としての地位を築いている酪農をはじめ、特色ある作物が生産されている。2020年の市町村別農業産出額（推計）によると、全国1,718市町村及び東京都特別区のうち、生乳産出額が2位、農業産出額全体でも8位である。また、工業では、市内8か所の工業団地・産業団地に加えて、タイヤ、飲料品、乳製品、畜産加工品などの工場が立地し、大手企業の生産拠点とな

っている。那須塩原市の製造品出荷額等（中分類）の第1位はゴム製品製造業であり、2019年の製造品出荷額の940.0億円は全国第6位である。

▶▶▶2. 那須塩原市のサステナビリティに関する取り組み

那須塩原市は、人口減少・少子高齢化社会の進行及びそれを背景とした将来の地域経済や地域社会への不安、大規模自然災害の発生と災害に対する市民意識の変化、地球規模での環境に対する問題等に対応するため、2023年度から2027年度までを対象とした「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」を2022年12月に策定した。当該計画は、「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」という将来像に向けて、「1. 豊かな自然と共に生きるために」、「2. まちの安全安心を守るために」、「3. 誰もが生き生きと暮らすために」、「4. 快適で便利な生活を支えるために」、「5. 地域の力と交流を生み出すために」、「6. まちの活力を高めるために」、「7. 未来を拓く心と体を育むために」、「8. まちの持続的発展のために」という8つの基本政策を掲げている。

また、那須塩原市は、「第2期那須塩原市環境基本計画」にて、「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」という将来像を定めた上で、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全」、「地球環境の保全」、「循環型社会の構築」、「環境保全活動と環境学習の推進」、「広域連携の推進」という7つの環境項目を設定している。

加えて、那須塩原市は、生物多様性が社会・経済の基盤であり、日常生活や企業活動は「自然の恵み」に依存しているという認識のもと、市民や事業者と連携してネイチャーポジティブの実現に向けた施策を実施し、豊かな「なすしおばら Life」の実現を目指すことを目的として、2024年5月に「那須塩原市生物多様性地域戦略 ～ネイチャーポジティブな那須野が原を目指して～」を策定した。当該戦略では、扇状地（扇頂部）エリア、扇状地（扇央部）エリア、山岳地エリア、丘陵地エリアの4つに分け、各エリアの特徴を踏まえた上で、「健全な生態系の保全」、「自然を活用した地域経済の活性化」、「市民や企業による参画と貢献」という3つの基本戦略を設定している。

那須塩原市は、上記のような計画・戦略等を体系的に策定した上で、サステナビリティに関する取り組みを推進している。

▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、那須塩原市が債券又は借入金（本フレームワークに基づく資金調達を総称して「グリーンファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」、「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。加えて、Sustainable Bonds for

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² Loan Market Association (LMA), Asian Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>
⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

Nature: A Practitioner's Guide (SBN ガイド)⁵を踏まえて JCR が作成した評価手法に則り、ネイチャーファイナンスとしての適格性評価を行う。これらは、原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準であるため、JCR は当該原則及びガイドラインを参照して評価を行う。

那須塩原市は、「第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画」、「第 2 期那須塩原市環境基本計画」、「那須塩原市気候変動対策計画」、「那須塩原市生物多様性地域戦略」等で策定した目標及び方針に沿って、本フレームワークの適格クライテリアを設定した（詳細は「評価フェーズ 1 | 調達資金の使途」を参照）。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は、本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

プロジェクトの選定プロセスは、那須塩原市における専門的な知見を有する部署の関与のもと進められる。また、調達資金は、確実にグリーンプロジェクトに充当されるよう、管理体制が構築されている。さらに、レポートングとして開示される項目は、環境改善効果が示される予定となっている。以上より、JCR は、那須塩原市における管理体制は適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

また、同じく、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「ネイチャー性評価（資金使途）」を“n1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「SBN ガイド」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

⁵ ICMA Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Sustainable-Bonds-for-Nature-A-Practitioners-Guide-June-2025.pdf>

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
 - ①グリーンプロジェクトについて
 - ②ネイチャープロジェクトについて
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響が庁内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られるかについて確認する。最後に、資金使途の持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

那須塩原市が本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、那須塩原市の環境基本計画、気候変動対策計画等が目指す気候変動の緩和、汚染の防止及び抑制、持続可能な自然資源管理及び生物多様性保全にかかる目標を達成するための重要な施策であり、環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

本市グリーンファイナンス・フレームワークによって調達された資金が充当される事業は「2050 Sustainable Vision 那須塩原」の実現に寄与する事業かつ環境省の「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」の付属書 1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに該当する事業を抽出する。

表：資金の充当対象事業例

グリーンリスト事業区分		対象事業例
大項目	小項目	
再生可能エネルギーに関する事業	太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置する事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電設備の設置 ■ 蓄電設備の設置 ■ 小水力発電設備の設置 ■ バイオガス発電（家畜糞尿の活用）
省エネルギーに関する事業	エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド等のエネルギーの面的な有効活用に関する設備を導入する事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ スマートグリッド導入事業（青木地区等） ■ 省エネ機器導入事業（給湯器、冷暖房設備等）

<p>汚染の防止と管理に関する事業</p>	<p>プラスチックごみによる汚染の防止に資する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ プラスチック製品のリサイクル事業※ ■ 学校で回収したペットボトルキャップを原料としたごみ袋制作事業※
<p>自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業</p>	<p>持続可能な農業に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ スマート農業に係る機器導入事業※
<p>グリーンビルディングに関する事業</p>	<p>環境性能の高い公共施設等の新築、改修。以下のいずれかの建物認証又は所在自治体による環境性能に関する確認を取得若しくは将来取得若しくは、更新予定の建物の建設又は内装・設備の工事若しくは更新にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CASBEE 建築（自治体版 CASBEE を含む）における S、A、B+（自治体版 CASBEE に関しては工事完了日から3年以内） ● 2024 年 3 月末日以前に取得した BELS（平成 28 年度基準における 3 つ星以上かつ新省エネ基準における既存不適格（工場等（物流倉庫含む）：BEI=0.75 超え）ではないこと） ● 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS におけるレベル 6～4（非住宅） ● 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS におけるレベル 4～3（再エネ設備のない住宅） ● 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS におけるレベル 6～3（再エネ設備のある住宅） ● DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新庁舎建設事業 ■ 市内教育関連施設等の新築もしくは改修事業

	<ul style="list-style-type: none"> ● LEED 認証における Platinum、Gold、Silver (LEED BD+C の場合は v4 以降) ● BREEAM 認証における Outstanding、Excellent、Very Good (BREEAM New Construction の場合は v6 以降) ● ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented ● ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (又は ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented) 	
<p>生物多様性保全に関する事業(沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。)</p>	<p>保護地域や OECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域) 等における生態系の健全性の保全・再生を行う事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の保有森林・農地における生物多様性保全のための普及啓発事業※
	<p>絶滅危惧種の保全に係る事業(生息域内保全・生息域外保全を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 希少種保全協定に基づく私有地等における希少種保全事業※
	<p>侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定外来種による被害樹木の伐採事業 ■ 特定外来種の駆除事業
	<p>野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害の緩和に貢献する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野生鳥獣対策(農地保護のための柵設置) ■ 野生鳥獣対策(湿生植物・樹皮はぎ保護のための柵設置) ■ 有害鳥獣の捕獲・駆除事業※

※ これらの事業はグリーンリスト事業区分に該当する事業ではあるが、地方債の該当とならない可能性があることから、充当対象事業として選定されない可能性がある点に留意が必要である。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

那須塩原市は、2022 年 12 月に策定した「第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画」のもと、各分野の施策を推進している。当該計画は、那須塩原市の特長や社会経済環境の変化を踏まえた上で、「1. 豊かな自然と共に生きるために」、「2. まちの安全安心を守るために」、「3. 誰もが生き生きと暮らすために」、「4. 快適で便利な生活を支えるために」、「5. 地域の力と交流を生み出すために」、「6. まちの活力を高めるために」、「7. 未来を拓く心と体を育むために」、「8. まちの持続的発展のために」という 8 つの基本政策を掲げている。このうち、「1. 豊かな自然と共に生きるために」については、豊かな自然環境を次代に引き継ぐこと等を目的として、「脱炭素化を実現する」、「気候変動影響に適応する」、「自然環境を保全する」、「資源を有効に活用する」という 4 つの施策を掲げている。

那須塩原市は、那須塩原市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための最も基本となる計画として、「那須塩原市環境基本計画」を策定している。2017 年度から 2027 年度までの 11 年間を対象とする「第 2 期那須塩原市環境基本計画」では、「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」という将来像を定めた上で、表 1 のとおり 7 つの環境項目を設定し、環境項目ごとに望ましい環境像を定めている。それぞれの望ましい環境像を実現するため、環境項目ごとに基本施策及び主要施策を設定し、実行している。

表 1：環境項目及び望ましい環境像⁶

環境項目	望ましい環境像
自然環境の保全	豊かな生物多様性を守り育むまち
生活環境の保全	清らかな環境のもと安心して暮らせるまち
快適環境の保全	心やすらぎ快適に暮らせるまち
地球環境の保全	地球と共に暮らすまち
循環型社会の構築	環境への負荷を減らし資源を大切にすまち
環境保全活動と環境学習の推進	地域に学び環境への思いやりを育むまち
広域連携の推進	近隣市町とつながって環境を守るまち

また、那須塩原市は、市内で起こっている又は今後起こる可能性のある気候変動の影響に対策を講じていくために緩和策と適応策を一体的に進めるための計画として、2022 年 3 月に「那須塩原市気候変動対策計画」を策定した。当該計画において、2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量の 50%削減と、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目標として掲げている。目標を実現するための緩和策として、「エネルギーの脱炭素化と省エネの促進」、「環境負荷の小さな交通への転換」、「持続可能な資源循環の取組の推進」、「持続可能な脱炭素型まちづくりの推進」、「脱炭

⁶ 出典：那須塩原市「第 2 期那須塩原市環境基本計画」

素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換と定着」、「脱炭素経営の促進」、「森林などの吸収源の確保」の7つの基本対策を挙げている。

さらに、那須塩原市は、生物多様性が社会・経済の基盤であることを前提に、「健全な生態系の保全」、「自然を活用した地域経済の活性化」、「市民や企業による参画と貢献」といった目標の達成に向けて、市民や事業者等と連携してネイチャーポジティブのための様々な施策を実施し、豊かな「なすしおばら Life」の実現を目指すため、2024年5月に「那須塩原市生物多様性地域戦略 ～ネイチャーポジティブな那須野が原を目指して～」を策定した。当該戦略では、那須塩原市における生物多様性の4つの危機として、「開発などの人間活動による危機」、「野生鳥獣の食害による危機」、「外来種による危機」、「気候変動による危機」を挙げた上で、「市民が幸せに 地域が元気になる ネイチャーポジティブなまち 那須塩原」を目指すべき将来像として設定している。那須塩原市は、目指すべき将来像を実現するため、表2のとおり、3つの基本戦略及び各戦略に応じた目標・指標を設定するとともに、「50by30 目標の達成」、「湿原・湿地の食害対策・植生回復」、「特定外来生物の防除」、「越堀・寺子地区における農業生態系の保全」の4つの重点プロジェクトを掲げている。

表2：那須塩原市の生物多様性地域戦略に係る全体像⁷

基本戦略	状態目標	指標
戦略1. 健全な生態系の保全 ～生きもののざわめく那須野が原へ～	目標1. 国立公園内の生態系が健全に保全されている	・ カテゴリー改善した希少種(市指定)の数
	目標2. 保護地域が拡大され、広範囲にわたる生態系が保全されている	・ 市域に占める保護地域面積 ・ OECM 又は自然共生サイトの認定数
	目標3. 希少種に指定されている動植物が生息・生育している	・ 市レッドリストにおける絶滅種数 ・ 生息地等保全協定区数
	目標4. 里地里山を含む二次的自然環境が保全されている	・ 遊休農地面積 ・ 新規就農者数
戦略2. 自然を活用した地域経済の活性化 ～ネイチャーポジティブをビジネスチャンスに！～	目標1. 自然を活用した持続可能な産業が普及している	・ 持続可能な観光の国際基準認証団体数 ・ 日光国立公園(那須塩原市域)の入込数
	目標2. 市内全域で持続可能な農畜産業が普及している	・ 環境保全型農業の取組団体数
	目標3. ネイチャーポジティブの視点を持つ企業活動が活発な状態	・ 市の環境施策に協働して取り組む事業者数 ・ 自然環境に関する事業に係る企業版ふるさと納税額
戦略3. 市民や企業による参画と貢献 ～みんなで作るネイチャーポジティブ～	目標1. 豊かな自然の価値を認識している市民の割合が高い	・ こどもエコクラブ登録メンバー ・ 水辺調査・各種観察会の参加者数
	目標2. 様々な主体が連携して生物多様性の保全に取り組んでいる状態	・ 市が各種団体や企業等と連携して実施する環境保全活動

⁷ 出典：那須塩原市「那須塩原市生物多様性地域戦略 ～ネイチャーポジティブな那須野が原を目指して～」

上記の「那須塩原市生物多様性地域戦略」に先立ち、那須塩原市は、2023年9月に「2050 Sustainable Vision 那須塩原 ～環境戦略実行宣言～」を公表した。社会・経済の基盤である生物多様性の損失を回復に向かわせる（ネイチャーポジティブ）には、脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）、循環社会への移行（サーキュラーエコノミー）といった取り組みと相互に連携しながら推進することが重要であるという認識のもと、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーという3つの柱によるシナジーの創出を図るとともに、持続可能で豊かな暮らしがある「なすしおばら Life」を体現できるまちづくりを目指すことを宣言している。これは那須塩原市における「ネイチャーポジティブ宣言」として位置付けられており、本フレームワークにおいても、当該宣言の実現に寄与するプロジェクトが対象とされている。

以上のように、本フレームワークの適格クライテリアの対象となるプロジェクトは、「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」、「第2期那須塩原市環境基本計画」、「那須塩原市気候変動対策計画」、「那須塩原市生物多様性地域戦略」、「2050 Sustainable Vision 那須塩原」等を参照した上で、那須塩原市が定めたものである。

①グリーンプロジェクトについて

資金使途1：再生可能エネルギー

資金使途1は、太陽光発電設備の設置、蓄電設備の設置、小水力発電設備の設置、バイオガス発電設備の設置（家畜糞尿の活用）である。再生可能エネルギーの導入を推進することから、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

那須塩原市は、「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」において、基本政策の一つである「豊かな自然と共に生きるために」に向けた取り組みとして、「脱炭素化を実現する」を挙げており、この中で「再生可能エネルギーの適正な利用を促進する」ことを示している。具体的な取り組みとしては、①ゼロカーボン街区の構築の推進、②地域再生可能エネルギーの地域での活用促進、③公共施設への太陽光発電設備設置の推進が挙げられる。

上記①ゼロカーボン街区の構築の推進について、現在、那須塩原市は青木地区ゼロカーボン街区構築事業を推進しており、市の主要産業である酪農業が盛んである青木地区全域において、自家消費型太陽光発電・蓄電池のほか、那須疏水を活用した小水力発電、家畜ふん尿を活用したバイオガス発電といった未利用資源を有効活用した多様な再エネ電源を導入し、脱炭素化を実現することを目指している⁸。仮想同期発電機⁹機能付き蓄電池を導入して、再エネ電力100%の地域マイクログリッドを構築することで、非常時における酪農業の事業継続性を向上させる予定である。

また、那須塩原市は、「那須塩原市気候変動対策計画」においても、基本対策の一つである「エネルギーの脱炭素化と省エネの促進」の中で「再生可能エネルギー利活用の促進」を挙げるとともに、

⁸ 出典：那須塩原市、那須野ヶ原みらい電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社「ミルクタウン那須塩原のチャレンジゼロカーボン ～青木地区ゼロカーボン街区構築事業～」

⁹ 仮想同期発電機を用いる方式はインバータによって同期発電機のような動作をシミュレーションする方式である。当該方式を用いることにより、再生可能エネルギーからの電力を電力系統に安定的に供給することができる。

図1のとおり、再生可能エネルギーの種類ごとに2050年に向けて最大限活用を目指す導入ポテンシャルを設定している。

再生可能エネルギーの種類		現時点の導入容量 【令和2(2020)年度】	令和12(2030)年度 までの追加導入容量	令和32(2050)年に向けて 最大限活用を目指す 導入ポテンシャル
再エネ電気	太陽光	208 千kW	57 千kW	280 千kW
	中小水力	1.4 千kW	0.28 千kW	6.2 千kW
	バイオマス	1.2 千kW	(導入を検討)	3.9 千kW
	地熱	-		15 千kW
	陸上風力	-		137 千kW
再エネ熱	温泉熱	-	50 千GJ	140 千GJ
	バイオマス	-	(導入を検討)	9.1 千GJ
	地中熱	-		7,100 千GJ

図1：那須塩原市の再生可能エネルギーの導入目標¹⁰

本資金使途は、上記の計画に基づき、那須塩原市所有の施設への再生可能エネルギーの導入を促進する取り組みであると言える。

資金使途2：エネルギー効率

資金使途2は、スマートグリッド導入事業（青木地区等）、省エネ機器導入事業（給湯器、冷暖房設備等）である。これらの事業を実施することにより、高い省エネルギー性能が期待されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

那須塩原市は、「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」において、基本政策の一つである「豊かな自然と共に生きるために」に向けた取り組みとして、「脱炭素化を実現する」を挙げており、この中で省エネルギー設備の普及を促進することを示している。また、「那須塩原市気候変動対策計画」においても、基本対策の一つである「エネルギーの脱炭素化と省エネの促進」の中で、「省エネルギー設備の普及促進」が挙げられている。本資金使途は、このような取り組みの一環である。

本資金使途のうち、スマートグリッド導入事業については、前述の青木地区における青木サッカー場の太陽光発電設備及び仮想同期発電機機能付き蓄電池システムを対象として、エネルギーマネジメントシステムを構築する。平常時においては、青木サッカー場からの逆潮流が50kWhを超えないように、太陽光発電設備及び蓄電池システムに係るパワーコンディショナの出力を制御し、また、非常時でないことの確認として、系統電源からの充電の有無を確認する。他方、非常時においては、発動した地域マイクログリッドにて、仮想同期発電機機能付き蓄電池システムをブラックスタート

¹⁰ 出典：那須塩原市「那須塩原市気候変動対策計画」

(大規模停電からの自力復旧)し、青木サッカー場の太陽光発電も電源として、周波数や電圧を適正な範囲に収めることで需給バランスを維持し、地域マイクログリッド内の需要家へ電力を供給する。このように、送配電系統に情報システムを統合することにより、電気の需要側と供給側の双方からの電力量や流れをバランスよく制御し、最適化する。

また、本資金使途のうち、省エネ機器導入事業については、従来比 30%以上のエネルギー消費量又は CO₂ 排出量削減効果のあるものに限定している。エネルギー効率の削減率 30%は、グローバルな水準に照らして遜色ないものであり、環境改善効果がると JCR は考えている。

本資金使途は、上記の計画に基づき、那須塩原市所有の施設の省エネルギー化を促進する取り組みであると言える。

資金使途 3：汚染防止及び抑制

資金使途 3 は、プラスチック製品のリサイクル事業、学校で回収したペットボトルキャップを原料としたごみ袋制作事業である。廃棄物が削減され、資源が有効活用されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

那須塩原市は、レジ袋の削減やマイバックの推進などにより、ごみの排出量の減量化を図っているものの、リサイクル率が栃木県内の他の市と比較して低くなっている状況である。このような現状を踏まえた上で、那須塩原市は、「第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画」において、基本政策の一つである「豊かな自然と共に生きるために」に向けた取り組みとして、「資源を有効に活用する」を挙げており、この中でごみの発生抑制と分別の徹底を推進することを示している。具体的には、再生品の利用推進や資源物の拠点回収の充実など、ごみの資源化を促進したり、プラスチック類ごみの資源化を促進するために、ごみ分別の拡充を推進したりとしている。

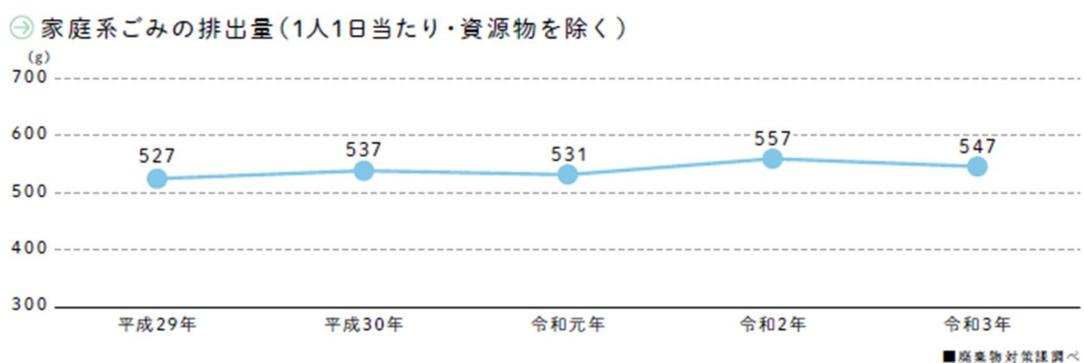


図 2：那須塩原市における家庭系ごみの排出量の推移¹¹

¹¹ 出典：那須塩原市「第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画」

また、「那須塩原市気候変動対策計画」においても、基本対策の一つである「持続可能な資源循環の取組の推進」の中で、「ごみの減量化の促進」及び「プラスチックごみの減量化の促進」が挙げられている。本資金使途は、このような取り組みの一環である。

本資金使途は、上記の計画に基づき、廃棄物の削減及び資源の有効活用に資する取り組みであると言える。

資金使途4：生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理

資金使途4は、スマート農業に係る機器導入事業である。持続可能な農業に資することから、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

那須塩原市は、「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」において、基本政策の一つである「まちの活力を高めるために」に向けた取り組みとして、「農林業を活性化させる」を挙げており、この中で「農業の効率化を促進する」ことを示している。具体的な取り組みとしては、①農作業の省力化・軽減化や高品質・低コスト生産を実現するスマート農業を推進すること、②農業用機械の導入支援等により、安定的な園芸作物の生産及び高収益作物への経営転換を促進することが挙げられる。本資金使途は、このような取り組みの一環である。

また、那須塩原市は、「那須塩原市気候変動対策計画」においても、基本対策の一つである「脱炭素経営の促進」の中で「ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業の調査研究」を挙げている。事業者に期待するアクションとして「ロボット技術や情報通信技術を活用したスマート農業に挑戦」を挙げており、上記のスマート農業に係る調査研究と対応するものである。本資金使途を通じて、事業者によるスマート農業に関する機器の導入を促進することを企図している。

本資金使途は、上記の計画に基づき持続可能な農業に資する取り組みであり、これにより、農業分野の脱炭素化が図られると言える。

資金使途5：グリーンビルディング

資金使途5は、新庁舎建設事業、市内教育関連施設等の新築もしくは改修事業である。一定レベル以上のグリーンビルディング認証の取得に足る施設の新築・改修は、那須塩原市が「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」等で掲げる脱炭素化の実現に寄与する取り組みであり、環境改善効果を有する。「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「地域、国又は国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

那須塩原市は、「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」において、基本政策の一つである「豊かな自然と共に生きるために」に向けた取り組みとして、「脱炭素化を実現する」を挙げており、こ

の中で建築物の ZEB や ZEH の普及を促進することを示している。また、「那須塩原市気候変動対策計画」においても、基本対策の一つである「エネルギーの脱炭素化と省エネの促進」の中で、「建築物の ZEB や ZEH の普及促進」が挙げられている。グリーンビルディングに係る具体的な目標は現時点ではないものの、那須塩原市が気候変動対策計画で掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を念頭に、ZEB、ZEH をはじめとする建築物の省エネ化に取り組んでいる。

那須塩原市は、本フレームワークにおいて、新庁舎建設事業及び市内教育関連施設等の新築もしくは改修事業に関して、物件選定に係る適格クライテリアにつき、CASBEE 建築、自治体版 CASBEE、BELS、DBJ Green Building、LEED、BREEAM、ZEB 認証、ZEH 認証に係る所定の認証ランクを取得済、更新済又は今後取得予定の建築物を資金使途の対象としている。各認証の詳細は後述のとおりであるが、いずれも地域、国又は国際的に認知された環境認証である。

以上より、JCR は、適格クライテリアを充足する水準の認証を取得しているプロジェクトは、環境改善効果を有すると評価している。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の「環境品質」（Q=Quality）と建築物の「環境負荷」（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ ランク（良い）、B- ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークでは、当該認証につき、工事完了日より 3 年間をルックバック期間として定めており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

今般、那須塩原市が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）及び自治体版 CASBEE においては BEE が 1.0 以上であり、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来基準 (平成 28 年度基準) では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25% 以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20% 以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準 (令和 6 年度基準) が導入された。新基準では、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6 (消費エネルギー削減率が 50% 以上) ~ レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0% 未満) の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4 (消費エネルギー削減率が 30% 以上) ~ レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0% 未満) の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4 (消費エネルギー削減率が 30% 以上 40% 未満) 以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部用途では誘導基準となっている。また、住宅は従来同様、消費エネルギー削減率 0% 以上が省エネ基準、20% 以上が誘導基準となっている。

那須塩原市が適用した BELS (平成 28 年度基準) に関するクライテリアは、いずれも省エネ基準を上回る性能を有することとなり、十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であると JCR は考えている。

DBJ Green Building 認証

DBJ (日本政策投資銀行) が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources (建物の環境性能)」、「Amenity (テナント利用者の快適性)」、「Resilience (危機に対する対応力)」、「Community & Diversity (多様性・周辺環境への配慮)」、「Partnership (ステークホルダーとの連携)」の 5 つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ 5 つ星 (国内トップクラスの卓越した)、4 つ星 (極めて優れた)、3 つ星 (非常に優れた)、2 つ星 (優れた)、1 つ星 (十分な) で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取り組み」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10%（5つ星）、上位 30%（4つ星）、上位 60%（3つ星）の集合体を対象としている。那須塩原市が適格クライテリアとして定めた DBJ Green Building 認証 3つ星以上の建物は環境性能の高い物件であり、環境改善効果があると JCR は評価している。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996年に草案が公表され、数年に1度アップデートが行われている。現在は v5 が運用されている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

今般、那須塩原市が適格クライテリアとして定める Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであり十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であると JCR は考えている。

BREEAM

BREEAM（Building Research Establishment Environmental Assessment Method）は英国建築研究所 BRE（Building Research Establishment）と、エネルギー・環境コンサルタントの ECD（Energy and Environment）によって 1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。当該認証は数年に 1 度アップデートが行われており、現在は v7 が運用されている。

BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用、

地域生態系、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding (とても素晴らしい)、Excellent (素晴らしい)、Very Good (とても良い)、Good (良い)、Pass (合格) の 5 段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象物件種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階の CO₂ 排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。

したがって、那須塩原市が適格クライテリアとして定めた Very Good 以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

ZEB 認証・ZEH 認証

ZEB (Net Zero Energy Building) は、建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、正味 (ネット) でゼロにすることを旨とした建築物である。

ZEB には、①ZEB (省エネ (50%以上) + 創エネで 100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、②Nearly ZEB (省エネ (50%以上) + 創エネで 75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、③ZEB Ready (50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、④ZEB Oriented (延べ面積 10,000 m²以上で、事務所・学校・工場等の場合は 40%以上、ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は 30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物) の 4 段階がある。

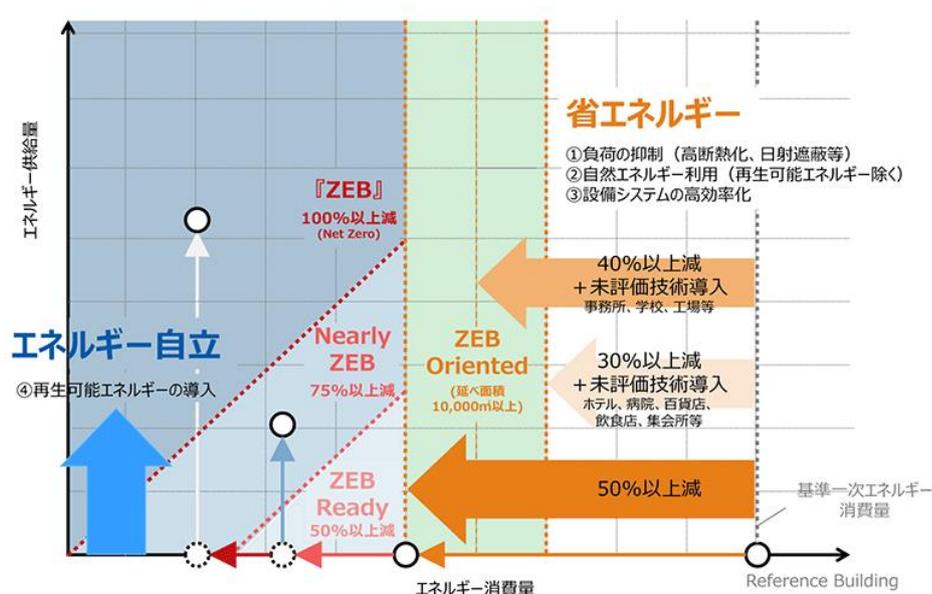


図 3 : ZEB の定義¹²

¹² 資源エネルギー庁「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(平成 31 年 3 月)

ZEBには、①ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、②Nearly ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、③ZEB Ready（50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、④ZEB Oriented（延べ面積10,000㎡以上で、事務所・学校・工場等の場合は40%以上、ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）の4段階がある。

ZEHとは、Net Zero Energy Houseの略で、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅」である。

ZEHは、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減を満たしたうえで、(i)『ZEH』（再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減）、(ii)『Nearly ZEH』（再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減）、(iii)『ZEH Ready』（再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減）、(iv)『ZEH Oriented』（再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減）の4段階がある。

今般、那須塩原市が適格クライテリアとして定めた、ZEB認証におけるZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Orientedの建物、及び、ZEH認証におけるZEH、Nearly ZEH、ZEH ready、ZEH Orientedは、十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

②ネイチャープロジェクトについて

資金使途6：陸上及び水生生物の多様性の保全

資金使途6は、企業の保有森林・農地における生物多様性保全のための普及啓発事業、希少種保全協定に基づく私有地等における希少種保全事業、特定外来種による被害樹木の伐採事業、特定外来種の駆除事業、野生鳥獣対策（農地保護のための柵設置、湿生植物・樹皮はぎ保護のための柵設置）、有害鳥獣の捕獲・駆除事業である。これらの事業は生物多様性の保全に資することから、環境改善効果を有する。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「陸上及び水生生物の多様性の保全」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「生物多様性保全に関する事業」に該当する。

【企業の保有森林・農地における生物多様性保全のための普及啓発事業】

国が「生物多様性国家戦略2023-2030」において2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を掲げているのに対して、那須塩原市は面積の約4割が保護地域となっていることから、保護地域の拡大により2030年までに市の面積の50%以上を保全する「50by30目標」（2030

年までに市域の50%以上が保全された状態にするという目標)という高い目標を掲げている。那須塩原市は、前述の「保護地域が拡大され、広範囲にわたり生態系が保全されている」という状態目標2を達成するため、生物多様性の保全に資する地域について、OECM¹³や自然共生サイト¹⁴の認定を推進している。これらの認定を推進することは、那須塩原市が独自に設定する「50by30 目標」の実現に資する。

OECM や自然共生サイトの登録認定申請にあたり、那須塩原市は支援する側と支援される側のマッチングを企画し、公的な予算の低減、民間企業等の関わり(投資、労務等)の増加と併せて、登録件数の増加を図っていく。企業をはじめとする様々な主体が実施するネイチャーポジティブの実現に資する取り組みに対して、那須塩原市はイベントや勉強会等を通じて連携・支援を行っていく予定である。

【希少種保全協定に基づく私有地等における希少種保全事業】

外来種の持ち込み、気候変動、土地の開発や汚染など、様々な要因に基づく自然環境の変化により、野生動植物種の生息・生育環境の悪化が懸念されていることから、那須塩原市は、前述の「希少種に指定されている動植物が生息・生育している」という状態目標3を達成するため、希少種の保全に取り組んでいる。

那須塩原市は、希少野生動植物種を保護するため、希少野生動植物種の生息地・生育地の土地所有者と市が協定を締結し、協力して当該区域における希少種保全を図る制度として、那須塩原市独自の「生息地等保全協定区」という制度を設けた。この生息地等保全協定区を「那須塩原市版自然共生サイト」と位置づけ、協定区の増加・拡充を目指している。

【特定外来種による被害樹木の伐採事業/特定外来種の駆除事業】

那須塩原市は、前述のとおり、市域の生物多様性の危機の一つとして「外来種による危機」を挙げている。外来種は、主に人間活動により地域外から持ち込まれるなどして、地域固有の在来種の数を減らしたり絶滅に追いやったりするほか、在来種との交雑により在来種の遺伝的な独自性を損ねている。また、外来種の侵入により、地域の生態系、農林業などの各種産業、人間の健康など、広い範囲で悪影響を及ぼすことが懸念されている。

このように、外来種の持ち込みにより、野生動植物種の生息・生育環境の悪化が懸念されているため、那須塩原市は、俯瞰的な視点から野生生物との共生社会を目指しつつ、外来種防除に取り組んでいる。具体的には、ウチダザリガニ、ツヤハダゴマダラカミキリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャといった外来種が生息・生育しており、適切かつ継続的に防除作業を実施したり、外来種によって被害を受けた樹木を伐採したりする必要がある。

¹³ OECM とは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(Other Effective area-based Conservation Measures)を指す。

¹⁴ 自然共生サイトとは、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を指し、国によって認定される。認定区域は、保護地域との重複を除き、OECM として国際データベースに登録される。

【野生鳥獣対策（農地保護のための柵設置、湿生植物・樹皮はぎ保護のための柵設置）／有害鳥獣の捕獲・駆除事業】

那須塩原市は、前述のとおり、市域の生物多様性の危機の一つとして「野生鳥獣の食害による危機」を挙げている。那須塩原市では、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの野生鳥獣による食害により、農作物の被害や山岳地における希少植物の絶滅が危惧されている。また、野生鳥獣の個体数も増えており、被害の範囲も拡大傾向にある。さらに、食害により、その地域の生態系が変化してしまうことが懸念されている。

現在推進している重点プロジェクトの一つである「湿原・湿地の食害対策・植生回復」に関して、日光国立公園「那須甲子・塩原地域」は、かつては希少野生植物を含む豊かな植生が広がっていたが、現在はシカの食害が進行し、森林の植生状況の悪化や、希少種を含む湿生植物の絶滅危機に瀕している。この対策として、保全ゾーンを設定してシカ侵入防護柵（シカよけネット等）を設置することとしている。また、「那須塩原市鳥獣被害防止計画」¹⁵に基づく被害防止策を講じ、農林業等に係る被害を防止するとともに、湿原・湿地の植生の回復及び保全を実施することとしている。

ネイチャープロジェクト要件について

資金使途は、SBN ガイドを参照して策定した JCR グリーンファイナンス評価手法に定めるネイチャーファイナンスとしての要件をすべて満たしている。

要件 1: 評価対象により調達される、又は参照され調達される資金を充当するプロジェクトが、以下のうち1つ以上に貢献するか。

- a) 生物多様性、エコシステム及びエコシステムサービスの回復と保全
- b) 土地と海の利用変化、天然資源の過剰搾取、汚染、侵入種の拡散、気候変動など、生物多様性、エコシステム、及びエコシステムサービスの損失の直接的な推進要因の一つ以上を減らすための経済活動の転換
- c) 経済部門全体での自然に基づくソリューションの統合
- d) 上記(a)から(c)のいずれかのプロジェクトをサポートする政策、ツール、活動の実施

那須塩原市が本フレームワークで定めたプロジェクトは、企業の保有森林・農地における生物多様性保全のための普及啓発事業、希少種保全協定に基づく私有地等における希少種保全事業、特定外来種による被害樹木の伐採事業、特定外来種の駆除事業、野生鳥獣対策、有害鳥獣の捕獲・駆除事業である。本資金使途は、a)及びb)に関する取り組みとして貢献する。

要件 2: 当該プロジェクトは、GBP で指定された5つの環境目的（気候変動緩和、気候変動適応、天然資源保護、生物多様性、汚染の予防と管理）の1つ以上に貢献することができるか。

¹⁵ 那須塩原市は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、2022年度に「那須塩原市鳥獣被害防止計画」を策定した。当該計画では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針、対象鳥獣の捕獲や防護柵の設置に関する事項等が取り纏められている。

那須塩原市が本フレームワークで定めたプロジェクトは、GBP で指定された 5 つの環境目的のうち、以下のとおり該当する。また、SBN ガイドに事例として示されたネイチャープロジェクト分類及び GBF 目標についても確認する。

表 3：プロジェクトが対応する GBP・ネイチャープロジェクト分類・GBF 目標

項目	内容
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業の保有森林・農地における生物多様性保全のための普及啓発事業 ② 希少種保全協定に基づく私有地等における希少種保全事業 ③ 特定外来種による被害樹木の伐採事業 ④ 特定外来種の駆除事業 ⑤ 野生鳥獣対策（農地保護のための柵設置、湿生植物・樹皮はぎ保護のための柵設置） ⑥ 有害鳥獣の捕獲・駆除事業
環境目的	生物多様性
グリーンプロジェクト分類	陸上及び水生生物の多様性の保全
ネイチャープロジェクト分類	生態系の保全と回復それらが支える生物多様性
GBF 目標	<p>T3：生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が保護地域及び OECM からなるシステムを通じて、効果的に保全及び管理</p> <p>T4：絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化</p> <p>T6：対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減、緩和</p>

要件 3: 発行体等は生物多様性に関する戦略を有しており、当該戦略及び資金使途の対象となるプロジェクトが昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）のターゲットと紐づけられるか。

那須塩原市は、2030 年目標に「ネイチャーポジティブ」を掲げた GBF や「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえた上で、生物多様性に関する戦略として「那須塩原市生物多様性地域戦略」を策定している。今般対象となるプロジェクトは「那須塩原市生物多様性地域戦略」と整合的であり、GBF に定める「T3：生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が保護地域及び OECM からなるシステムを通じて、効果的に保全及び管理」、「T4：絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化」、「T6：対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減、緩和」に紐づけられると考える。

要件 4: 本プロジェクトに係るレポートにおいて、少なくとも 1 つ以上の生物多様性に係る定量的指標が含まれているか。

資金使途はレポートにおいて、自然共生サイトへの登録数、希少種保全協定数等を開示予定であり、定量的指標が含まれている。

以上より、資金使途6はネイチャー性を有しているとJCRは評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

那須塩原市は、資金使途の対象として想定しているプロジェクトのネガティブな影響を認識しており、事業実施に際して発生し得る環境・社会面に与える影響を検証している。那須塩原市による検証の結果、環境・社会面に与え得るネガティブな影響が少ないと判断されるものが、資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。

表4：想定されるリスク及びその対策

ネガティブな影響を及ぼすリスク	対策
① 土壌への影響、水質への影響、 景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 那須塩原市環境影響評価の対象となる事業については、ステークホルダーの意見を聞きながら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、事業が環境に及ぼす影響を回避及び低減を実施
② 騒音・振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 自治体で求められる届出の提出 那須塩原市環境影響評価の手続き 地域住民への十分な説明 低騒音・低振動型建設機械の使用
③ 交換前の機器や設備の不適合 処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> 使用冷媒等の廃棄処理は、フロン排出抑制法等の適用法令に基づき、適正に処理されることを確認
④ アスベスト等の有害廃棄物の 飛散	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理されることを確認
⑤ 生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> 那須塩原市環境影響評価の対象となる事業については、ステークホルダーの意見を聞きながら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、事業が環境に及ぼす影響を回避・低減 絶滅危惧種等の重要な動植物の生息・生育情報に係る具体的な情報があれば影響調査を行い、影響を与えないよう配慮 工事実施等に伴う外来種移入対策の実施
⑥ 労働安全面での配慮	<ul style="list-style-type: none"> 受注者における安全施工措置等の実施

表5：適格プロジェクトごとに想定されるリスク

番号	適格プロジェクト	想定されるリスク
1	太陽光発電設備の設置	① ② ⑥
2	蓄電設備の設置	① ② ⑥
3	小水力発電設備の設置	① ② ⑤ ⑥
4	バイオガス発電（家畜糞尿の活用）	① ② ⑥
5	スマートグリッド導入事業（青木地区等）	② ③ ⑥
6	省エネ機器導入事業（給湯器、冷暖房設備等）	② ③
7	プラスチック製品のリサイクル事業	⑥
8	学校で回収したペットボトルキャップを原料としたごみ袋制作事業	⑥
9	スマート農業に係る機器導入事業	③ ⑥
10	企業の保有森林・農地における生物多様性保全のための普及啓発事業	-
11	希少種保全協定に基づく私有地等における希少種保全事業	-
12	特定外来種による被害樹木の伐採事業	② ⑤
13	特定外来種の駆除事業	② ⑤
14	野生鳥獣対策（農地保護のための柵設置）	② ⑤
15	野生鳥獣対策（湿生植物・樹皮はぎ保護のための柵設置）	① ② ⑤
16	有害鳥獣の捕獲・駆除事業	⑤
17	新庁舎建設事業	① ② ⑤ ⑥
18	市内教育関連施設等の新築もしくは改修事業	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

以上より、JCR は、資金使途の対象となるプロジェクトの環境及び社会に対する負の影響について適切に配慮されていることを確認するとともに、プロジェクトごとに適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、本フレームワークの資金使途が以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
 ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

目標 15：陸の豊かさを守ろう



ターゲット 15.1. 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
 ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
 ターゲット 15.4. 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
 ターゲット 15.5. 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
 ターゲット 15.8. 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
 ターゲット 15.9. 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されるか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは、本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識を持つ部署及び幹部が適切に関与していると判断している。

1. 目標

那須塩原市は、人口減少・少子高齢化社会の進行及びそれを背景とした将来の地域経済や地域社会への不安、大規模自然災害の発生と災害に対する市民意識の変化、地球規模での環境に対する問題等に対応するため、2023年度から2027年度までを対象とした「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」を2022年12月に策定した。当該計画は、次ページの図4のとおり、「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」という将来像に向けて、「1. 豊かな自然と共に生きるために」、「2. まちの安全安心を守るために」、「3. 誰もが生き生きと暮らすために」、「4. 快適で便利な生活を支えるために」、「5. 地域の力と交流を生み出すために」、「6. まちの活力を高めるために」、「7. 未来を拓く心と体を育むために」、「8. まちの持続的発展のために」という8つの基本政策を掲げている。また、上記の将来像を実現するため、8つの基本政策を横断する重点推進テーマとして、「ニューノーマル（新たな社会）」、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」、「ゼロカーボン」、「県北拠点づくり」の4つを掲げている。

本フレームワークで示された資金使途は、基本政策における「1. 豊かな自然と共に生きるために」及び重点推進テーマにおける「ゼロカーボン」に寄与すると考える。

また、那須塩原市は、前述のとおり、「第2期那須塩原市環境基本計画」にて、「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」という将来像を定めた上で、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全」、「地球環境の保全」、「循環型社会の構築」、「環境保全活動と環境学習の推進」、「広域連携の推進」という7つの環境項目を設定している。

本フレームワークで示された資金使途は、環境項目における「自然環境の保全」、「地球環境の保全」及び「循環型社会の構築」に寄与すると考える。

このうち、「自然環境の保全」については、2024年5月に策定した「那須塩原市生物多様性地域戦略」を、地域の社会・経済活動の基盤となる地域の自然を活用して様々な課題に対処し、更に持続可能で魅力的な地域づくりを進めるための戦略として位置付けており、那須塩原市は、当該戦略の中で、「健全な生態系の保全」、「自然を活用した地域経済の活性化」、「市民や企業による参画と貢献」という3つの基本戦略を掲げている。また、「地球環境の保全」については、2022年3月に策

定した「那須塩原市気候変動対策計画」を、当該環境項目に係る具体的対策を積極的に進めていくための分野別計画として位置付けており、那須塩原市は、当該計画の中で、温室効果ガス削減に関する中間目標（2030年度）として「2013年度比で50%削減」を、長期目標（2050年）として「温室効果ガス排出量 実質ゼロ」を掲げている。

以上より、グリーンファイナンスを実行する目的は、那須塩原市が掲げる目標や計画と整合的であると JCR では評価している。

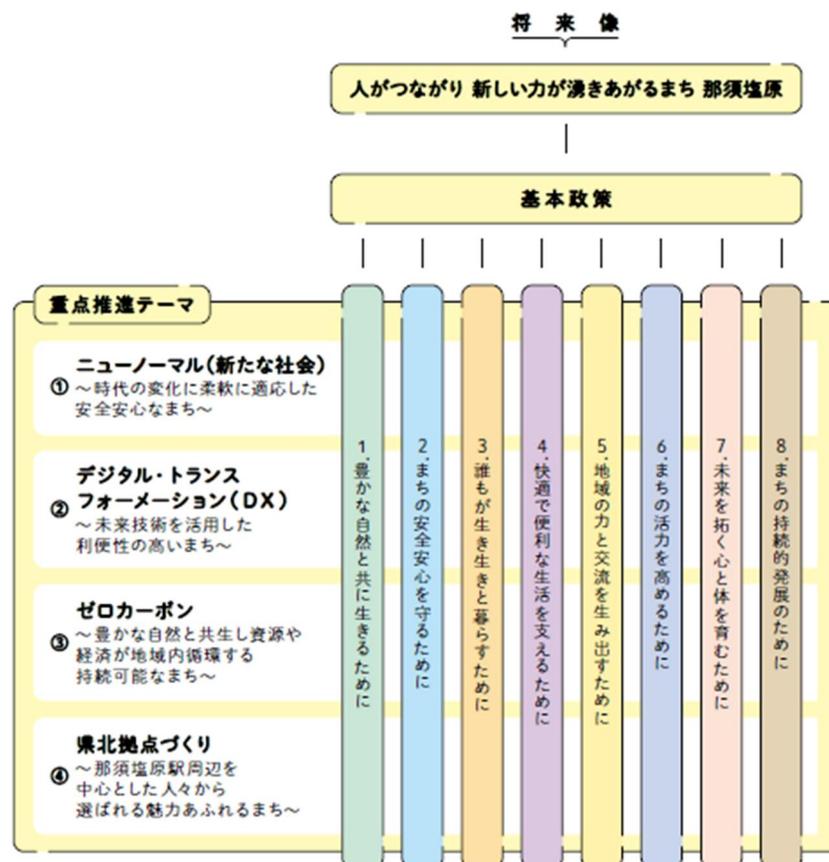


図 4：那須塩原市に係る将来像、基本政策及び重点推進テーマ¹⁶

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本評価レポートの評価フェーズ1で記載のとおりである。JCR は、プロジェクトの選定基準が引き続き適切であると評価している。

¹⁶ 出典：「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

【プロジェクト評価】

充当代象事業の適格性判断について、下表に示す評価基準に基づいて確認し、その評価結果を踏まえて事業を選定する。下表の「3. ネガティブ効果の低減」に関する具体的な確認方法としては、環境影響評価法及び栃木県の環境影響評価条例において対象となる事業については、法・条例に準拠したアセスメントの実施、手続き、環境・社会面のリスク対策等が適切になされているかを確認する。なお、公募事業の場合は、実施要領、仕様書等に、あらかじめネガティブ効果に関する事項を規定し、応札した事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。具体的な対処方法は、別に定める「環境に与えるネガティブな影響とその対処法」に示す。

表：充当代象事業の評価基準

評価項目	評価内容
1. プロジェクトの位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「2050 Sustainable Vision 那須塩原」の実現に寄与する事業であるか ✓ 環境省の「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」の付属書 1 において示されたグリーンリストに該当するか
2. 環境効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境問題の解決に資する効果が定量的に確認可能又はその効果が明確なものであるか
3. ネガティブ効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業が潜在的に有する環境・社会面のリスクを特定し、それらリスクへの対策が講じられているか

【選定プロセス】

最初に、本市のカーボンニュートラル課が各部署に対し、「2050 Sustainable Vision 那須塩原」の実現に寄与する事業の有無について、調査を依頼する。充当代象となり得る候補事業の各担当部署は事業に関連する情報をカーボンニュートラル課へ提出し、環境分野の専門的な立場でカーボンニュートラル課が評価基準（上記の表）に沿って適格性の評価を行う。その結果を副市長及び関連部署の各部長で構成される審査会で共有・協議した上で、充当代象事業を環境戦略部長が決定する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークにおける適格プロジェクトについては、カーボンニュートラル課が各部署に対して、「2050 Sustainable Vision 那須塩原」の実現に寄与する事業の有無について照会し、充当代象となり得る候補事業の各部署が事業に関連する情報をカーボンニュートラル課に提出した上で、予

め定めた評価基準に基づき、カーボンニュートラル課によって抽出される。その後、副市長及び関連部署の各部長で構成される審査会で共有・協議された上で、環境戦略部長によって充当対象事業が決定される。

プロジェクトのグリーン性については、市庁内の専門部局によって判断が行われていること、また、資金対象となるプロジェクトは市庁内のプロセスを経て決定されることにより、選定プロセスは適切であると JCR では評価している。

なお、那須塩原市のグリーンファイナンスに関する目標、基準、プロセスについては、本フレームワークをウェブサイト公表することによって投資家等に説明されることが予定されている。したがって、投資家等に対する透明性は確保されていると考えられる。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、那須塩原市の資金管理体制が適切に構築されていること、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されるほか、ウェブサイトにて本フレームワークが開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

【地方公共団体の歳出について】

地方公共団体における各会計年度の歳出は、会計年度独立の原則6に従い、その年度の歳入（地方債により調達された資金も含む）をもって充てられる。よって、本市グリーンファイナンスによる調達資金は、当該会計年度中に対象事業に充当される。

【調達資金と資金の紐づけ方法および追跡管理方法について】

充当対象事業を管轄する部署が、予算として計上された歳出の状況や予算の執行を管理する。

財政課では、地方債と対象事業費を紐づけるため、財務会計システム上で充当処理を実施している。また、追跡管理方法としては、歳入予算見積書において起債対象事業費、起債額を記録しており、予算編成の都度、対象事業費の増減を把握している。事業費の増減があった場合は、地方債額も修正し充当額も調整している。

また、これら地方債の資金調達先や区分等は地方債一覧表により併せて管理し、グリーンプロジェクトに選定された事業に対する地方債についても、グリーンファイナンスによる資金調達予定分として他の事業と区分して管理する。

【調達資金の追跡にかかる内部統制について】

各年度の終了後に事業担当部署と財政課が連携し決算を取りまとめ、本市の監査委員による監査を受ける。その後、決算について議会の承認を得ることとなる。

【未充当資金の管理方法について】

グリーンファイナンスの調達に際しては、紐づけられる事業が確定しているため、基本的に未充当金は発生しない。仮に未充当資金が発生した場合は、未充当資金が充当されるまでの間、安全性の高い金融資産で管理する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

那須塩原市は、グリーンファイナンスによって調達した資金について、調達を行った年度中に適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する。適格プロジェクトへの資金の充当については、財政課が行い、事業区分ごとに事業費や充当額等を整理した一覧表により充当対象のプロジェクト及び充当額を管理することとしている。個別のプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は現金にて管理されることとなっている。

調達資金の追跡管理については、各年度の終了後に財政課と事業担当の部署が連携して決算を取り纏め、那須塩原市の監査委員による監査を受ける。その後、監査委員の意見とともに決算関係書類は市議会に提出され、議会の承認を得ることとなっているため、適切な統制が働く。また、グリーンファイナンスに関する書類は償還、返済まで保存されるため、書類の管理も適切である。

以上より、JCR では、那須塩原市の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

III. レポートニング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、那須塩原市のレポートニングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方が、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポートニングにかかる本フレームワーク

【資金充当状況レポートニング】

本市グリーンファイナンスの調達資金や想定される環境効果等に関する情報は、本市のウェブサイト上で開示する。グリーンボンドの発行前又はグリーンローン融資実行前に以下の情報を公開する。

- 充当対象事業名
- 充当予定額
- グリーンリスト事業区分
- 想定される環境改善効果
- 事業を通じて達成を目指す SDGs 目標
- 事業を通じて達成を目指す昆明モンリオール生物多様性世界枠組みの 23 のグローバルターゲット

グリーンボンドの発行後又はグリーンローンの融資実行後翌年度から調達資金が全て充当されるまでの期間は、毎年 1 回、充当対象事業について、以下に関する情報開示を行う。

- 充当対象事業の概要（進捗状況を含む）
- 充当結果

【インパクト・レポートニング】

環境改善効果に関しては下表に示したインパクト・レポートニングを実施する方針である。

グリーン適格プロジェクト	レポート内容例
再生可能エネルギーに関する事業	
太陽光発電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備箇所数 ■ 発電量 (kWh) ■ 太陽光発電設備の設置により削減した CO₂ 量
蓄電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備箇所数 ■ 蓄電設備の設置により削減した CO₂ 量
小水力発電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備箇所数 ■ 小水力発電設備の設置により削減した CO₂ 量
バイオガス発電（家畜糞尿の活用）	<ul style="list-style-type: none"> ■ メタンガス発生量の推移 ■ バイオガス発電の実施により削減した CO₂ 量
省エネルギーに関する事業	
スマートグリッド導入事業（青木地区等）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 導入エリア面積 (ha) ■ 発電量および電力使用量の推移
省エネ機器導入事業（給湯器、冷暖房設備等）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備の設置により削減した CO₂ 量
汚染の防止と管理に関する事業	
プラスチック製品のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ■ プラスチック製品の回収量 ■ プラスチック製品のリサイクル量
学校で回収したペットボトルキャップを原料としたごみ袋制作事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ ペットボトルキャップを原料としたごみ袋作成量 ■ ごみ袋の配布量
自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	
スマート農業に係る機器購入費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実証事業参加団体数の推移 ■ 対象農地面積 (ha) ■ スマート農業による生産量

	<ul style="list-style-type: none"> ■ スマート農業関連機器導入に伴い削減したCO₂量
グリーンビルディングに関する事業	
新庁舎建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設名
市内教育関連施設等の新築もしくは改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境認証の取得状況・認証ランク
生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）	
企業の保有森林・農地における生物多様性保全のための普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然共生サイトへの登録数
希少種保全協定に基づく私有地当における希少種保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 希少種保全協定数 ■ 監視員による監視実施状況（個体数の増加）
特定外来種による被害樹木の伐採事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害樹木の伐採本数、伐採面積
特定外来種の駆除事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民からの駆除報告件数
野生鳥獣対策（農地保護のための柵設置）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柵により保護された面積 ■ 柵により保護された面積における生産量の推移
野生鳥獣対策（湿生植物・樹皮はぎ保護のための柵設置）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柵により保護された面積 ■ 柵により保護された場所における湿生植物種数の推移、個体数の推移 ■ 樹皮はぎによる被害樹木の種数の推移、個体数の推移
有害鳥獣の捕獲・駆除事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有害鳥獣の捕獲・駆除頭数 ■ 被害件数の推移

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況にかかるレポートニング

グリーンファイナンスによる調達資金の用途は、ウェブサイトでの開示を予定しており、事前に投資家等に説明される。また、那須塩原市は、グリーンファイナンスの資金用途の充当状況をウエ

ウェブサイトにおいて年次で開示を行う予定である。仮に資金使途の充当計画に大きな変更が生じた場合については、ウェブサイトでその旨を開示する予定である。

環境改善効果にかかるレポーティング

那須塩原市は、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポーティングとして、本フレームワークで定める内容を年次でウェブサイトを開示を行う予定である。環境改善効果に関するレポーティングは、定量的に効果を把握できる内容となっている。

以上より、JCR は、那須塩原市によるレポーティング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、那須塩原市がサステナビリティに関する問題を市政の重要課題と位置づけ、外部の専門家の見解を幅広く取り入れてサステナビリティに関する取り組みを推進していると評価している。

那須塩原市は、2008年3月に那須塩原市環境基本条例に基づき、市民、事業者及び市が連携、協働し、多様化する環境問題の解決に取り組むことにより、豊かな環境を次の世代に継承していくことを目的とした「第1期那須塩原市環境基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してきた。2016年度をもって「第1期那須塩原市環境基本計画」の期間が満了となったことから、那須塩原市は2017年3月に「第2期那須塩原市環境基本計画」を策定し、現在、当該計画に基づき環境施策を実施している。

また、那須塩原市は、市内で起こっている、又は今後起こる可能性のある気候変動の影響に対策を講じていくために、緩和策と適応策を一体的に進める「那須塩原市気候変動対策計画」を2022年3月に策定した。適応策は本フレームワークにおける資金使途として挙がっていないものの、当該計画では市民が身近に感じる「自然災害」、「農業」、「観光」、「健康」、「自然環境」の5つにフォーカスした、地域に根差した適応策を掲げている。具体的には、「自然災害による被害の防止・軽減」、「農業に及ぼす影響への適応」、「観光に及ぼす影響への適応」、「健康に与える影響の把握と軽減」、「自然環境に及ぼす影響への適応」の5つの基本対策を挙げ、取り組みを進めている。

加えて、那須塩原市は、生物多様性が社会・経済の基盤であり、日常生活や企業活動は「自然の恵み」に依存しているという認識のもと、市民や事業者と連携してネイチャーポジティブの実現に向けた施策を実施し、豊かな「なすしおばら Life」の実現を目指すことを目的として、前述のとおり、2024年5月に「那須塩原市生物多様性地域戦略」を策定した。当該戦略では、扇状地（扇頂部）エリア、扇状地（扇中央部）エリア、山岳地エリア、丘陵地エリアの4つに分け、各エリアの特徴を踏まえた上で、前述の3つの基本戦略を設定している。

環境に関する各計画について、「那須塩原市環境基本計画」の策定はネイチャーポジティブ課が担当し、那須塩原市環境基本条例に基づき設置された環境審議会において調査審議された後、市長によって決定される。「那須塩原市気候変動対策計画」の策定はカーボンニュートラル課が担当し、庁内全体で審議された後、市長によって決定される。「那須塩原市生物多様性地域戦略」の策定はネイチャーポジティブ課が担当し、環境審議会において調査審議された後、市長によって決定される。

那須塩原市環境基本条例に基づき設置されている環境審議会は、環境基本計画の策定又は改訂について意見を述べること、環境の保全及び創造に関することについて調査審議することをその役割としつつ、「那須塩原市生物多様性地域戦略」のように、環境基本計画以外の計画についても意見を述べることもある。環境審議会は、大学教授をはじめとする学識経験者と関係行政機関職員から構成されている。

以上より、JCR では、那須塩原市が地球温暖化対策をはじめとする環境問題を市政の重要課題と捉え、市政の方針及び具体的な施策を通じて環境問題の課題解決に取り組んでおり、その取り組みに際しては、審議会等における外部の専門家の意見を踏まえて策定された計画に基づき行われていると評価している。

評価フェーズ3：評価結果（結論）

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ネイチャー性評価（資金使途）」を“n1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「SBN ガイド」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

【JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ネイチャー性評価	n1(F)	Nature 1(F)	Nature 2(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)
	n2(F)	Nature 2(F)	Nature 2(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)
	n3(F)	Nature 3(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)	評価対象外
	n4(F)	Nature 4(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)	評価対象外	評価対象外
	n5(F)	Nature 5(F)	Nature 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・新井 真太郎

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル